

■新潟市民芸術文化会館友の会／N-PAC mate フレンズ規約

第1条（名称）

本会の名称は、「新潟市民芸術文化会館友の会／N-PACmate フレンズ」と称します。

第2条（会員）

会員は、本規約を了承し、公益財団法人新潟市芸術文化振興財団（以下「当財団」といいます）に入会を申込み、当財団が会員として認めた方とします。

第3条（会員期間）

会員期間は、入会申込月より1年間とします。

第4条（会費）

（1）会員は、当財団が定めた年会費を、入会申込時に支払うものとします。（2）会員は、当財団が定めた年会費を支払うことにより、本会の各種特典・サービスを受ける権利を有するものとします。なお、各種特典について追加・変更が生じた場合は、当財団所定の方法で会員に通知することとします。（3）当財団へ支払い済みの年会費は会員へ返金いたしません。

第5条（会員IDとパスワードの付与）

（1）会員には、会員IDとパスワードを当財団より付与します。（2）会員1名につき取得可能な会員IDは1つのみとします。ただし、会員期間を過ぎて退会となった後は、新規入会による新たなIDの取得を可能とします。（3）会員は、会員IDとパスワードを、第三者に利用させ、または譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。

第6条（届出事項の変更）

会員は、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合は、当財団の定める変更手続きをとるものとします。

第7条（退会）

（1）会員は、自らの意志をもって退会できるほか、会員が次の何れかに該当した時には、本会を退会することとします。①会員が死亡したとき。②会員が本会の業務を妨げる等本会の不利益となる行為をしたとき。③当財団の定める期限内に年会費が納められなかったとき。④本会が解散したとき。（2）退会時期が会員期間の途中であっても、当財団は支払い済みの年会費を会員へ返金いたしません。

第8条（個人情報の取扱い）

当財団における会員の個人情報の取扱い全般については、別途定める当財団の「プライバシーポリシー」によるものとし、会員は、このプライバシーポリシーに従って当財団が会員の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第9条（規約の変更）

当財団は、会員に対して事前に個別の通知をすることなく、本規約の全部または一部を変更することがあります。なお、規約変更は、原則として当財団のウェブサイト上への掲載により告知し、変更の効力は告知等において定めた時期に発生するものとします。

第10条（管轄裁判所）

本規約に関連して、会員と当財団との間で紛争が生じた場合には、双方誠意をもって協議の上解決するものとし、訴訟等が生じた場合には、新潟地方裁判所及び新潟簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2016年5月20日制定／2019年7月1日改定／2025年3月11日改定